

平成16年12月17日  
経済産業省  
北海道経済産業局

## 特定商取引法違反の電話勧誘販売業者2社 に対する業務停止命令（6ヶ月）について

経済産業省は、12月15日付けで、ビジネス教材等（31～49万円）の電話勧誘販売業者である(株)ビジネスカルチャーセンター（北海道札幌市）及び(株)ビジネス研究社（東京都千代田区）に対し、特定商取引法の違反行為（不実告知、迷惑勧誘、再勧誘及び氏名等不明示等）を認定し、電話勧誘販売に関する業務の一部を6ヶ月間停止するよう命じました。

1. 両社は、それぞれ、次に示すとおり、過去に資格講座等の契約をしたことのある消費者の勤務先等に電話をかけ、過去の契約に関連する何らかの義務が存在し、このままだと多額の費用が請求される、資格を取得した人の協会に登録すればこの義務を免れることができるがそのためには両社から教材を購入しなければならない、又は教材を購入して協会に登録されれば、他社からの勧誘に対して協会や両社が対応する等の虚偽の説明をして勧誘していました。

### (1) (株)ビジネスカルチャーセンター

過去に他社と資格講座等の契約を締結したことのある消費者に電話をかけ、「通信講座が修了していないため、まだ継続しています。」などと告げた上で、「協会に登録すれば一切の勧誘電話から逃れられます。電話が来ても、対応は日本ヒューマンプロジェクト協会が責任を持ってやります。」などと告げていました。

(注)日本ヒューマンプロジェクト協会は、実体のない団体で、同協会に寄せられた消費者からの相談や照会には、(株)ビジネスカルチャーセンター及び(株)ビジネス研究社の社員が対応していました。

(2) (株)ビジネス研究社

過去に他社と資格講座等の契約を締結したことがある消費者に電話をかけ、「通信講座は終了していませんね。」「放っておいたら毎年継続費用を要求されて大変なことになりますよ。」などと告げた上で、「登録をすると勧誘電話は一切なくなりますよ。」「もし、このような電話があったら、相手の会社名、氏名等を聞いて、こちらの方に連絡してください。うちの社で対処してあげます。」などと告げていました。

2. また、両社は、長時間にわたり執ように勧誘を行い、また、当該消費者が教材の購入を断っているにもかかわらず勧誘を続け、あるいは改めて電話をかけて勧誘するなど、違法な勧誘を行っていました。

【本件に関する問い合わせ先】

経済産業省消費者相談室	電話03 - 3501 - 4657
北海道経済産業局消費者相談室	011 - 709 - 1785
東北経済産業局消費者相談室	022 - 261 - 3011
関東経済産業局消費者相談室	048 - 601 - 1239
中部経済産業局消費者相談室	052 - 951 - 2836
近畿経済産業局消費者相談室	06 - 6966 - 6028
中国経済産業局消費者相談室	082 - 224 - 5673
四国経済産業局消費者相談室	087 - 861 - 3237
九州経済産業局消費者相談室	092 - 482 - 5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098 - 862 - 4373

株式会社ビジネスカルチャーセンター及び株式会社ビジネス研究社  
に対する行政処分の概要

1. 事業者の概要

事業者名	株式会社ビジネスカルチャーセンター	株式会社ビジネス研究社
代表者名	脇田 吉広 工藤 俊二	脇田 吉広
所在地	札幌市北区北六条西一丁目3番地8 38山京ビル	東京都千代田区岩本町二丁目15番8号 MAS三田ビル
販売商品	「リーガルソリューション・セミナー」(ビデオテープ、解説書付) 「ビジネスリーダーズプログラム」(書籍、CD付) 「ビジネスマネジメントプログラム」(書籍、CD付) 「PROGRAM 21」(書籍、CD付)(株ビジネス研究社のみ販売)	
販売価格	315,000円～498,750円	

(注) 両社は、両社の代表取締役である脇田吉広が資本金の大部分を出資している会社である。

2. 取引の概要

(株)ビジネスカルチャーセンター及び(株)ビジネス研究社は、かつて他社と資格講座等に係る契約を締結したことがある消費者の勤務先等に電話をかけ、過去の契約に関する義務・不利益が存在すると告げた上で、この義務・不利益を免れるための手段として日本ヒューマンプロジェクト協会に登録する契約であるかのように勧誘し、また、同協会に登録すると、他社の勧誘から逃れられる等と勧誘し、教材の売買契約を締結していた。

なお、両社は勧誘する際、「日本ヒューマンプロジェクト協会」という団体名を告げているが、同協会の事業は実質的には両社により行われていた。

### 3. 業務停止命令の内容（両社とも）

(1) 特定商取引法第2条第3項に規定する電話勧誘販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

売買契約の締結について消費者を勧誘すること。

消費者から売買契約の申込みを受けること。

売買契約を締結をすること。

(2) 業務停止命令の期間

平成16年12月17日から平成17年6月16日まで（6ヶ月間）

### 4. 業務停止命令の原因となる事実

両社は、以下のとおり特定商取引法に違反する行為を行っており、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

#### (1) (株)ビジネスカルチャーセンター

##### 不実告知（特定商取引法第21条第1項）

ア．(株)ビジネスカルチャーセンターは、かつて他社と資格講座等に係る契約を締結したことがある消費者に対し、「宅地建物取引主任者の通信講座が修了していないため、まだ継続しています。」「資格を取るまではやめることはできません。これをやめないと契約が更新され毎年請求がきますよ。講座を続けると毎年100万円以上の費用がかかります。」などと、あたかも過去の契約に関する義務が現在も存在しており、このままだと著しい不利益を被るかのように告げた上で、この義務を免れるためには日本ヒューマンプロジェクト協会に登録しなければならず、この登録に当たって費用がかかる又は教材の購入が必要であると告げて教材購入の勧誘を行っていた。

しかし、実際には、消費者にとって、過去の契約に関する義務が存在することはなく、また、消費者が被る不利益は何ら存在しなかった。

イ．(株)ビジネスカルチャーセンターは、「民間の資格登録ができる日本ヒューマンプロジェクト協会という準公的な機関があって、そこに登録すれば一切の勧誘から逃れることができます。もし、電話が来ても、対応は日本ヒューマンプロジェクト協会が責任を持ってやります。」などと告げ、同社から教材を購入した場合、他社からの勧誘について、

同協会がそれを停止させることができる、又は同社若しくは同協会がそれに対応する旨を告げて勧誘を行っていた。

しかし、実際には、同協会は他社からの勧誘を停止させる立場にはなく、また、同社又は同協会が他社からの勧誘に対応する業務を行っているとの事実は認められなかった。

#### 迷惑勧誘（特定商取引法第22条第3号、同法施行規則第23条第1号）

(株)ビジネスカルチャーセンターは、長時間にわたり執ように勧誘するなど消費者に対し、迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をしていた。

#### 再勧誘（特定商取引法第17条）

(株)ビジネスカルチャーセンターは、消費者が教材を購入しないと断ったにもかかわらず、その電話で引き続き勧誘を続け、又は再び電話をかけて勧誘をしていた。

#### 氏名等不明示（特定商取引法第16条）

(株)ビジネスカルチャーセンターは、電話勧誘販売をしようとしたときに、同社の正式な名称、勧誘を行う者の氏名、販売しようとする商品の種類及びその電話が教材の売買契約の締結について勧誘するためのものであることを告げていなかった。

### (2) (株)ビジネス研究社

#### 不実告知（特定商取引法第21条第1項）

ア．(株)ビジネス研究社は、かつて他社と資格講座等に係る契約を締結したことのある消費者に対し、「通信講座は修了されていませんね。これを続けますか、それともやめますか。」「やめるためには手続をとらなければなりません。」「登録費用として47万円が必要です。」「このまま放っておいたら毎年継続費用を要求されて大変なことになりますよ。」などと告げ、あたかも過去の契約に関する義務が存在しており、この義務を免れるためには同社から教材を購入する義務があるかのように告げ、又は教材を購入しない場合、著しい不利益が存在するかのように告げて勧誘を行っていた。

しかし、実際には、消費者にとって、過去の契約に関する義務が存在することはなく、また、教材を購入しない場合において被る不利益は何ら存在しなかった。

イ．(株)ビジネス研究社は、「(日本ヒューマンプロジェクト協会に)登録

をすると勧誘電話は一切なくなりますよ。」、「もし、このような電話があったら、相手の会社名、氏名等を聞いて、こちらの方に連絡してください。うちの社で対処してあげます。」などと告げ、同社から教材を購入した場合、他社からの勧誘について、同協会がそれを停止させることができる、又は同社がそれに対応する旨を告げ、勧誘を行っていた。

しかし、実際には、同協会は他社からの勧誘を停止させる立場にはなく、また、同社が他社からの勧誘に対応する業務を行っているとの事実は認められなかった。

#### 交付書面の記載不備（特定商取引法第18条）

㈱ビジネス研究社は、立替払い契約の内容を含む書面を交付した際、当該書面の一部に、同社の名称と異なる名称を記載していた。

#### 迷惑勧誘（特定商取引法第22条第3号、同法施行規則第23条第1号）

㈱ビジネス研究社は、長時間にわたり執ように勧誘するなど消費者に対し、迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をしていた。

#### 再勧誘（特定商取引法第17条）

㈱ビジネス研究社は、消費者が教材を購入しないと断ったにもかかわらず、その電話で引き続き勧誘を続け、又は再び電話をかけて勧誘をしていた。

#### 氏名等不明示（特定商取引法第16条）

㈱ビジネス研究社は、電話勧誘販売をしようとしたときに、同社の正式な名称、勧誘を行う者の氏名、販売しようとする商品の種類及びその電話が教材の売買契約の締結について勧誘するためのものであることを告げていなかった。

## 5 . 勧誘事例

### (1) (株)ビジネスカルチャーセンターの事例

(株)ビジネスカルチャーセンターの販売員は、かつて他社と宅地建物取引主任者資格取得の通信講座に係る契約を締結したことがある消費者Aの勤務先に電話をかけ、「宅地建物取引主任者の通信講座が修了していないため、まだ継続しています。まだ取っていないので、あなたの名前がリストに挙がっています。」、「このまま資格を取らないならば、後でそれまでの費用を一括で請求されますよ。その金額は200万円以上になりますよ。」などと告げた上で、資格を取る意思があるかどうかを尋ねた。

Aは、その意思はなく、当該他社にもその旨伝えていると答えたところ、「これをやめるのであれば日本ヒューマンプロジェクト協会に登録しなければなりません。」、「登録したら、業者から電話があっても、その業者の名前を言ってもらえば、ビジネスカルチャーセンターの私に対応します。」などと告げるとともに、登録料は30数万円である旨を告げて日本ヒューマンプロジェクト協会に登録する契約をするよう勧誘を続けた。

Aは、同社の販売員からさらに「とにかく時間がない。」、「登録をしないとえば、あなたはこれから勉強を続けると会社に返事をします。」などと返事を迫られたため、Aは、嫌々ながら契約の申込みを行う旨を告げた。

後日送付された契約書面等を見たAは、この契約は日本ヒューマンプロジェクト協会に登録する契約ではなく、リーガルソリューション・セミナーというビデオテープに解説書が附属した教材を購入する契約であることに気付いた。

おかしいと思ったAは、同社の販売員に「このセミナーはお断りします。」と告げたところ、「なぜ急に変わるのですか。」、「これをやめるということは、これから勉強を続けるということですか。」などと、本件教材の購入を勧誘した。

また、同社の販売員は、その約半年後に、売買契約を締結しない旨の意思をAが表示していたにもかかわらず、再度Aの勤務先に電話をかけ、「あなたが登録を断ったことは、宅地建物取引主任者の勉強をするということですか。」、「業者にAさんが勉強をすると伝えますよ。」などと、本件教材の購入を更に勧誘した。

## (2) (株)ビジネス研究社の事例

(株)ビジネス研究社の販売員は、かつて他社とパソコン検定に係る教材の売買契約を締結したことがある消費者Bの自宅に電話をかけ、当該教材を購入したことがある旨を指摘し、当該契約に関するトラブルが発生している旨を告げた上で、「検定合格するまで継続する場合は、教材の更新が必要で2、3年に1度教材費がかかります。」「やめるのであれば、うちの会社の上にある日本ヒューマンプロジェクト協会に特別枠で入るので、登録料が必要になります。」「お客さんから、継続しているなどと勧誘電話がよくあると相談を受けています。もし、このような電話があったら、相手の会社名、氏名等を聞いて、こちらの方に連絡してください。うちの社で対処してあげます。」と告げ、日本ヒューマンプロジェクト協会に登録する契約をするよう勧誘を続けた。

Bは、その後のトラブルが発生することを考えると、契約してもよいと考え、当該契約の申込みを行う旨を告げたが、同社から送付された契約書面等を見て、この契約が、会員として登録をするものではなく、ビジネスリーダーズプログラムという書籍にCDが附属した教材の販売であることが分かり、販売員の勧誘の内容と契約関係書類の記載が全く異なるものであったため、クーリング・オフの手続をとった。